

汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正後の土壌汚染対策法(以下「法」という。)に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 処理施設等 汚染土壌処理施設及び当該施設に付帯する設備をいう。
- (4) 対象変更工事 汚染土壌の保管設備の場所及び容量を変更する工事(当該変更により、生活環境への負荷を増大させる場合に限る。)をいう。
- (5) 事業計画者 法第22条第1項若しくは法第23条第1項の許可を受けようとする者又は対象変更工事を行おうとする者をいう。
- (6) 設置基準 別表1で定める基準をいう。
- (7) 市町村長 汚染土壌処理施設の設置場所を所管する市町村の長をいう。
- (8) 所長 汚染土壌処理施設の設置場所を所管する各地域県政総合センター所長をいう。

第2章 事前手続

(事前調整)

第3条 事業計画者は、法第22条第2項の申請をし、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第2条第1項の申請をし、法第23条第1項に基づく許可の申請をし、又は対象変更工事に着手するときは、あらかじめ所長と事前調整を行うものとする。

2 前項の事前調整を行う者は、別に定めるところにより次の事項を記載した事業計画書を所長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) その他、別に定める事項

3 事業計画者は、第9条第1項に規定する事前調整終了通知書を受けた後でなければ、許可の申請及び当該許可に係る工事又は対象変更工事に着手してはならない。

(周知)

第4条 事業計画者は、許可の申請に係る事前調整を行うときは、当該事業計画について近隣住民の理解を求めため、別表2の基準に従い周知に努めるものとする。

2 事業計画者は、周知を行おうとするときは、次の事項を記載した周知計画書を所長に提出しなければならない。

- (1) 周知を図る地域
- (2) 周知の方法
- (3) 周知の内容
- (4) その他、別に定める事項

3 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録(以下「説明会開催経過書」という。)を作成するとともに、説明会開催経過書を添付した周知

結果報告書を速やかに所長に提出しなければならない。

- 4 事業計画者は、近隣住民からの意見のうち、合理性のある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(事前手続の省略)

第5条 前2条の規定にかかわらず、当該事業計画について、第4条に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかの場合その他所長が適当と認めた場合には、当該事前手続の一部を省略することができる。

(技術検討会)

第6条 知事は、所長の依頼があった場合において、第3条第2項に基づき提出された事業計画書の審査に際し必要と認めるときは、神奈川県汚染土壌処理施設技術検討会を開き、その技術的な内容について検討を行うものとする。

(市町村との調整)

第7条 所長は、許可の申請に係る事前調整にあつては、事業計画書の内容が設置基準に適合し、かつ第4条による周知が適切に行われたと認めるときは、事業計画書の写しを市町村長に送付し、期限を付して生活環境の保全及び土地利用に係る意見を求めるものとする。

(事業計画者への指導)

第8条 所長は、第3条、第4条、第6条及び第7条による審査等の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

(事前調整の終了)

第9条 所長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前調整を終了し、事前調整終了通知書により、事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第4条による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第7条による調整が終了したこと。
- (4) 第8条による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

- 2 所長は、埋立処理施設に係る事前調整の場合は、前項の通知に先立ちあらかじめ知事と協議するものとする。

(事前調整の中断)

第10条 所長は、第8条による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めるときは、事前調整を中断することができる。

(事前調整の失効)

第11条 事業計画者が、第9条第1項に規定する事前調整終了通知書を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は対象変更工事に着手しないときは、事前調整はなかつたものとみなす。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると所長が認めるときは、この限りでない。

第3章 雑則

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 6 号関係)

設置基準

- 1 法に定める基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理施設が次の基準に適合すること。
 - (1) 浄化等処理施設及びセメント製造施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
 - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ施設における処理の過程が合理的なものであること。
 - (3) 加熱により浄化を行う施設にあつては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
 - (4) 埋立処理施設にあつては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りでない。
 - (5) 次の内容を含む管理規程を定めること。
 - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保管すること。
 - イ 浄化処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保管すること。
 - ウ 搬出物の種類及び搬出量について、その日量及び搬出先を記録し、一定期間保管すること。
 - エ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保管すること。
 - オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 処理施設等を設置する場所は、当該事業に係る搬出入車両により付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所とすること。
- 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用すること。
- 5 管理棟を設置すること。
- 6 次の措置を講じること。
 - (1) 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置
 - (2) 処理場内にみだりに人が立ち入らぬようにするための措置
- 7 公害関係及び土地の使用権原に関係する他法令について、許可の見込みがあること。

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

周知の基準

周知範囲 及び 周知対象	<p>1 周知範囲 次のいずれかに該当する土地の全てを含む範囲とする。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 100 メートル以内の範囲内の土地 (工業専用地域内のものを除く。)及び当該土地を包含する自治会の区域内の土地</p> <p>(2) 汚染土壌と産業廃棄物の両方を処理する施設に係る場合、「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」により定められた周知範囲内の土地</p> <p>(3) 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地</p> <p>2 周知対象 周知範囲内に居住する者 (工場又は事業場等を有する者を含む。)</p>
周知方法	周知は、説明会の開催又は個別説明によるものとする。
周知内容	<p>1 汚染土壌の処理に関する計画の概要</p> <p>2 汚染土壌の処理方法の概要</p> <p>3 搬出入に関する計画の概要</p> <p>4 環境保全対策の概要</p>